



かっぱ新聞

第 92 号

令和 2 年 9 月 吉日

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の一環として、現在、(1)介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業が進められ申請受付中の状態ですが、上記以外にも**(2)介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業**、**(3)介護サービス再開に向けた支援事業**が予定されています。このうち(2)について以下に概要を記載致します。これらの事業は、**都道府県が主体となり、準備が整った自治体から順次**、申請の受付がなされる予定です。

詳細につきましては、厚労省 HP 掲載の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)の実施について」(本紙末尾記載)をご参照ください。

なお、当事業に関するお問合せは、直接各都道府県にお願いいたします。

■ 介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業

1 事業の目的

介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠なものである。今後は、介護サービスが、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要がある。このため、感染症対策に必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するための支援を導入する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、**都道府県**とする。

3 事業内容

(1) 介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業

介護サービスが、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するための支援を行う。

① 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業【事業者支援】

ア 支援対象サービス

- ・ **全ての介護サービス事業所**(訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、及び多機能型サービス事業所をいう。以下同じ。) **及び介護施設等**
- ・ なお、利用者又は職員に**感染者が発生している否かは問わない。**

イ 支援対象者

- ・ **令和2年4月1日以降**、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等

ウ 支援対象経費

- ・ 以下のようなかかり増し経費について支援を行う。金額は以下の出典をご確認ください。

(例)

- ・ 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入
- ・ 外部専門家等による研修実施
- ・ 自動車の購入又はリース費用
- ・ 自転車の購入又はリース費用
- ・ タブレット等の ICT 機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)

※かかり増し経費の例は多岐にわたるため、ここでは一部を抜粋しております。

【出典】令和2年6月19日老発0619第1号「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)の実施について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000641923.pdf>

大阪市の移動支援のサービスを提供されている事業所様へ

実績記録票の CSV データ送信に使用されているオンラインアンケートシステムが**9月30日で終了します**。10月1日以降は「**大阪市政行政オンラインシステム**」という、大阪市の新しく公開した WEB システムから送信する必要があります。

新システムの利用にあたり、ユーザー登録を改めて行う必要がありますので、お早めにご準備ください。

なお、利用者登録および使用方法につきましては、大阪市障がい支援課(06-6208-8076)に直接ご確認ください。

(参考): 大阪市移動支援請求関係ページ: <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000459998.html>

掲示板

情報システム部 河合 秀郎

まだまだ終わりの見えない新型コロナ。運動不足によるコロナ太りのため、今、家族みんなでダイエット中です。ジュースやおやつ禁止令発令中。ストレス太りにならなければいいのですが・・・。